

福井圏域合併協議会規約

(設置)

第1条 福井市、美山町、越廼村及び清水町(以下「4市町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 この合併協議会は、福井圏域合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(担当事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 4市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、4市町村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、福井市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長その他の委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長3名は、4市町村の長のうちから、4市町村の長が協議して、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 4市町村の長
- (2) 福井市の議会が選出する議員3名並びに美山町、越廼村及び清水町(以下「3町村」という。)の議会が選出する議員各1名
- (3) 福井市長が指名した学識経験を有する者6名及び3町村の長が指名した学識経験を有する者各2名
- (4) 4市町村の長が協議して指名した学識経験を有する者若干名

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する順位により、会長の職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(合併推進責任者会)

第 11 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整をするため、協議会に合併推進責任者会を置くことができる。

2 合併推進責任者会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第 13 条 協議会の事務に従事する職員は、4市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第 14 条 協議会に要する経費は、4市町村が協議して負担する。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市、町又は村の例により、会長が別に定める。

(監査)

第 16 条 協議会の出納の監査は、4市町村の長が協議し、4市町村の監査委員のうち2名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 17 条 協議会の委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年11月22日から施行する。